

## 農薬の登録申請において提出すべき資料の試験方法について（報告）

## 1 経緯

農薬の登録申請において提出すべき資料は、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知（以下「通知」という。））に規定されている。

当該通知において、人に対する影響に関する試験成績を提出することが要求されており、その試験成績の作成に用いる試験方法として、OECDのテストガイドライン（以下「TG」という。）が採用されている。

今般、OECDにおいて新たに検討されたTGのうち、現行の通知で要求している人に対する影響に関する試験成績に関し、その作成に用いることができると考えられるものが5件あることを踏まえ、令和8年2月5日に開催した農薬使用者安全評価部会（第23回）及び同年2月26日に開催した農薬原体部会（第28回）において検討した結果、これら5件のTGを通知に追加することとされたので、農薬分科会に報告する。

## 2 通知に追加する TG

下表に掲げる眼刺激性に関するTG3件、皮膚感作性に関するTG1件、遺伝毒性に関するTG1件を追加する。

表 新たに通知に追加する TG

	試験成績	TG番号	TG名称	用途
1	眼刺激性	TG494(2019)	Vitrigel-Eye Irritancy Test Method for Identifying Chemicals Not Requiring Classification and Labelling for Eye Irritation or Serious Eye Damage	試験方法
2	眼刺激性	TG496(2019)	<i>In vitro</i> Macromolecular Test Method for Identifying Chemicals Inducing Serious Eye Damage and Chemicals not Requiring Classification for Eye Irritation or Serious Eye Damage	試験方法
3	眼刺激性	TG467(2022)	Defined Approaches for Serious Eye Damage and Eye Irritations	評価方法
4	皮膚感作性	TG497(2025)	Guideline on Defined Approaches for Skin Sensitisation	評価方法
5	遺伝毒性	TG470(2022)	Mammalian Erythrocyte <i>Pig-a</i> Gene Mutation Assay	試験方法

表中1及び2は、実験動物を用いない *in vitro* 試験方法、3及び4は、それら *in vitro* 試験結果を統合的に評価するための評価方法である。また、5は、哺乳類を用いた *in vivo* 試験であるが、遺伝子突然変異を指標とする試験方法として新たに OECD で策定されたものである。

以上